

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

2019年7月号 (Vol.10)

安全保障貿易管理・外国投資規制の最新動向 —韓国・ファーウェイ・イラン等を対象とする規制動向を中心に—

- | | |
|---|---|
| I. 近時大きく変動する安全保障貿易管理 ・外国投資規制分野の法規制 | 森・濱田松本法律事務所 弁護士 梅津 英明 TEL. 03 6212 8347 hideaki.umetsu@mhm-global.com |
| II. 日本—韓国向け輸出管理の見直し | |
| III. 米国—ファーウェイ等の Entity List への追加 | 弁護士 大川 信太郎 TEL. 03 6213 8150 shintaro.okawa@mhm-global.com |
| IV. 米国—イラン制裁の強化と OFAC コンプライ アンスガイドラインの導入 | |
| V. 日米欧における外国投資規制の強化 | |
| VI. おわりに | |

I. 近時大きく変動する安全保障貿易管理・外国投資規制分野の法規制

米中間の貿易戦争、日韓をめぐる外交上の緊張関係、米国及びイランの間の緊張関係等の外交上の要因にも影響を受け、近時、安全保障貿易管理・外国投資規制に関する各国の法制度が大きく変動しています。特に米国や日本における安全保障貿易管理・外国投資規制の動向は、日本企業の国内外における活動に大きな影響を及ぼし始めています。

そこで、本ニュースレターでは、主に日米における近時の安全保障貿易管理・外国投資規制における法改正に焦点を当て、特に、日本による韓国向け輸出管理の見直しや、米国によるファーウェイやイランに対する規制の概要を説明するとともに、実務上の留意点について検討します。

II. 日本—韓国向け輸出管理の見直し

2019年7月1日、経済産業省は「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」と題するニュースリリースを出し、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、大韓民国（以下「韓国」といいます。）向けの輸出について厳格な制度の運用を行う旨を発表しました。

同ニュースリリースで発表された主な内容は以下の2点です。

① いわゆるホワイト国からの削除

輸出貿易管理令別表第3の国（いわゆるホワイト国）から韓国を削除するための政令

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

改正がパブリックコメントにかけられました。パブリックコメントは 2019 年 7 月 24 日に終了しており、8 月中にも正式にホワイト国から削除されるとも報道されています。

外為法は、一定の輸出や技術移転について、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならないとしており、その内容としては、武器、兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物や役務を列挙して規制する「リスト規制」と、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等に用いられるおそれがある貨物や役務を一定の要件のもとで広く対象とする「キャッチオール規制」の二種類の規制に大別されます。

ホワイト国に指定されている国の場合、上記のうち、キャッチオール規制は適用除外となり、また、大臣の許可を得る場合に一定の包括的な許可を取得することが認められていますが、韓国がホワイト国の指定から削除される場合、韓国向けの輸出・技術移転においてもキャッチオール規制の該当性についても判断する必要性が生じるとともに、包括許可の利用ができなくなります。

② 特定 3 品目の韓国向け輸出・技術移転に関する包括許可の適用除外

経済産業省の通達を改正し、2019 年 7 月 4 日からフッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素（以下「特定 3 品目」といいます。）の韓国向け輸出・技術移転について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求め、輸出審査を行うこととされました。

これらの改正に伴い、韓国向けの輸出・技術移転を行っている企業は、事業・生産スケジュールや契約条件の見直し等が必要になる可能性があります¹。

これらの改正は、必ずしも特定 3 品目を含む韓国向けの輸出・技術移転を禁止するものではありませんが、輸出審査の実務がどのように行われるのか等実務には先行き不透明な点も多くあります。また、韓国側が対応措置等の実施を検討している旨の報道等もなされており、今後の日本・韓国間の輸出貿易管理に大きな影響が出る可能性があるため、動向に十分留意し、迅速に対応することが必要となります。

Ⅲ. 米国一ファーウェイ等の Entity List への追加

1. 米国における安全保障貿易管理規制の概要

米国の安全保障貿易管理は、複数の規制体系から構成されています。

米国の安全保障貿易管理規制の概要として、まず、汎用品目は、輸出管理改革法（Export Control Reform Act）とその下位法令の米国輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」といいます。）に基づいて規制されるのに対し、武器品目は、武器輸出管理法（Arms Export Control Act）に基づく国際武器取引規則（International Traffic in Arms Regulations）に基づいて規制される所、今回の

¹ また、今後は、こうした輸出管理の法制や運用の急な見直しを実施される可能性を認識したうえで、そうした事態に対応する契約条項を予め規定しておくことも検討に値します。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

ファーウェイに対する規制は、この EAR に基づく規制と位置づけられます。

また、この他に、イランやロシア・ベネズエラ等の特定の国・地域・事業体等に対する経済制裁を統括・執行する機関として米国財務省の外国資産管理局（The Office of Foreign Assets Control、以下「OFAC」といいます。）があり、OFAC が運用する経済制裁規制（一般に「OFAC 規制」等と総称されます。）においても、制裁対象者との一定の取引が禁止されています。

2. ファーウェイ等に対する規制

2019 年 5 月 16 日、米国商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security、以下「BIS」といいます。）はファーウェイ及びその関係企業 68 社（以下「ファーウェイ等」といいます。）を Entity List に追加しました。Entity List は BIS が所管する EAR 規制の一部であり、Entity List 掲載者に対する以下の行為が規制されることとなります。以下の行為をする場合、BIS の許可が必要となり、ファーウェイ等については否定の想定（presumption of denial）の下でライセンスレビューがなされるため、許可を得られる可能性は低いと考えられています。

- ① 米国から Entity List 掲載者への輸出（米国原産・非米国原産を問わない。）
- ② 米国以外の国からの EAR 対象品目の Entity List 掲載者への再輸出
- ③ EAR 対象品目の Entity List 掲載者への同一国内販売・提供

ここでいう EAR 対象品目とは、主に (i) 米国原産品目及び (ii) 米国原産品目を包含する非米国原産品目であり、かつ、EAR が規定する一定の条件（デミニミス値を超える米国原産品・技術が含まれている場合等）に該当するものをいいます。

上記②や③は日本企業にも適用される可能性が高く、大きく影響を及ぼします。日本企業としては自社製品が EAR 対象品目に該当しないことを確認する場合、上記のデミニミス値の計算等を厳密に行う必要がありますが、これらの計算は、製品によっては非常に複雑になる場合があります。なお、2019 年 8 月 19 日までは、一時的な経過措置（Temporary General License）が設けられており、一部の種類の取引について、ファーウェイ等と Entity List 掲載前の EAR 規制の下で実施することは可能ですが、2019 年 5 月 16 日以前に締結された契約の履行や 2019 年 5 月 16 日以前に販売されたファーウェイ等の携帯電話のアフターサポート等に限定されている点には留意が必要です。

また、2019 年 6 月 24 日には Wuxi Jiangnan Institute of Computing Technology や Sugon 等のスーパーコンピューターの開発に関係する中国企業 5 社も Entity List に追加されました。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

このように、米国では特に対中国を中心として、安全保障貿易管理上の措置が活発にとられており、特に安全保障・外交上センシティブな技術を扱う中国企業と取引をする日本企業においては、米国の動向を注視する必要があります。また、今後は、契約上も、こうした安全保障貿易管理上の措置が急遽実施される可能性も認識したうえで、そうした事態に対応する契約条項等を予め規定しておくことも考えられます。

なお、ファーウェイ等の Entity List への追加とは直接の関係はないものの、米国では、2019年5月15日付けで「情報通信技術・サービス・サプライチェーンのセキュリティ確保に関する大統領令（Executive Order on Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain）」²（以下「本大統領令」といいます。）も発行されています。

本大統領令では、外国敵対者の製品・サービスを通じて、米国の機微情報等が不当に取得されており、米国の安全保障、外交政策、経済活動に深刻な脅威をもたらしていると、外国敵対者との間で一定の取引をすることを禁止しています。

本大統領令の発行から150日以内（すなわち、2019年10月12日まで）に本大統領令を施行するための規則も制定される予定となっています。ここでいう外国敵対者は主に中国の企業を想定したものとされていますが、日本企業は、今後制定される規則の内容にも注視しておく必要があります。

IV. 米国－イラン制裁の強化と OFAC コンプライアンスガイドラインの導入

1. 米国によるイラン制裁の強化

米国は、イランと米国・イギリス・フランス・ドイツ・中国・ロシアの6カ国が2015年7月に結んだ多国間の合意（以下「イラン核合意」といいます。）について、致命的な欠陥があると非難し、2018年5月8日にかかる合意から離脱しました。これによりイラン核合意によって緩和されていた対イランの経済制裁が、2018年8月と11月に段階的に再開されました。また、その後も米国は一貫して対イランの制裁を強めており、近時、例えば2019年5月2日には、イラン産原油の禁輸措置について日本を含む8カ国・地域に対する適用除外措置を打ち切ったほか、2019年6月21日には OFAC 規制に基づき拒否した（rejected）取引について、広く米国人に対して、10営業日以内に OFAC に報告する義務を課す法改正を行いました。

OFAC 規制は、主に米国人（法人等を含みます。）に対して適用されるものですが、

2

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/executive-order-securing-information-communications-technology-services-supply-chain/>

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

日本企業が関わる取引であっても、米ドル取引や米国人の関与等、米国に一定の接点があれば広汎に域外適用がなされる可能性があるほか、非米国人（法人等を含みます。）を対象とする二次的な制裁（Secondary Sanctions）と呼ばれる類型もあり、日本企業にも広く適用される可能性があります。特にイランとの取引を行う日本企業においては、OFAC 規制の動向に注視し、自社のコンプライアンス・プログラムを継続的に見直す必要があります。

2. OFAC による「A Framework for OFAC Compliance Commitments」の公表

この点、OFAC は、2019 年 5 月 2 日、「A Framework for OFAC Compliance Commitments」（以下「本枠組」といいます。）を公表しました。

本枠組では、経済制裁に関するコンプライアンス・プログラム（Sanctions Compliance Program）の策定・実施・定期的な更新を通じ、リスクベースのアプローチでのプログラムを採用することが推奨されています。コンプライアンス・プログラムの内容は、企業の規模・洗練性（Sophistication）、製品・サービス、顧客・取引先、地理的位置等の要因によって異なるとしながら、不可欠の要素として、①経営陣のコミットメント、②リスクアセスメント、③内部統制、④テストと監査、⑤トレーニングの 5 つが組み込まれるべきとしています。また、本枠組では、上記の 5 つの要素が敷衍して解説されており、リスクアセスメントが M&A においても重要であること、経済制裁に関連したトレーニングは、最低でも年 1 回定期的に提供されるべきであり、従業員だけでなく、必要に応じて、クライアント、サプライヤー、ビジネスパートナー、取引先等のステークホルダーにも提供されるべきこと等も指摘されており、適切なプログラム構築のために参考となります。

また、これに先立ち、米国司法省の刑事局から「Evaluation of Corporate Compliance Programs」（米国司法省が企業コンプライアンス・プログラムを評価する際の指針）の改訂版も公表されており、上記の本枠組とともに、これらの米国の各種ガイドラインは、日本企業が適切なコンプライアンス・プログラムを構築するうえで、参考となる指針を提供するものと言え、日本企業はこれらを参照しながら適切なコンプライアンス・プログラムを構築していくことが求められています。

V. 日米欧における外国投資規制の強化

最後に、安全保障貿易管理とは異なり、外国投資規制の観点からも、近時の各国規制が大きく動いており、クロスボーダー M&A 取引等にも影響が出始めているため、その動向を紹介します。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

1. 米国—FIRRMA 及びパイロットプログラムの実務的インパクト

米国では、2018年8月13日、諸外国による対内投資を用いた重要情報等の取得に対する懸念から、米国向けの直接投資を審査する機関である対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States、以下「CFIUS」といいます。）の権限を拡大する法案である、外国投資リスク審査現代化法（the Foreign Investment Risk Review Modernization Act、以下「FIRRMA」といいます。）が成立しました。FIRRMAは、遅くとも成立後18ヶ月以内（2020年2月13日まで）に完全施行される見込みですが、2018年11月からFIRRMAを限定的に施行するパイロットプログラムが施行されています。

紙面の都合上、詳細には立ち入りませんが、FIRRMA及びパイロットプログラムにより審査対象取引が拡充されるほか、一部取引に対する審査の義務化（事前申告の義務付け）をする点で、実務にインパクトを与えます。

CFIUSは、必ずしも中国企業による対米投資の文脈に限られず、日本企業に対しても影響が出る可能性があります。例えば、日本企業による対米投資においてCFIUSの審査に当たり、中国における事業展開、中国資本の割合、中国法上の義務等について確認される場合もあり、また、中国企業による日本企業の買収・投資案件においても、日本企業が一定の米国事業を有する場合はCFIUSの審査を要求される場合等もあります。このように日本企業によるM&Aにも影響を与える可能性があり、予め留意しておく必要があります。

2. 日本—情報通信技術分野における事前届出業種の拡大

日本は、2019年5月27日、外為法に基づく対内直接投資・特定取得（外国投資家による他の外国投資家からの非上場株式の取得）において、同法に基づく事前届出が求められる業種に、20業種（対象範囲の拡大を含む。）を追加・拡充するとして、関連する告示（以下「改正告示」といいます。）を官報に掲載しました。外為法をめぐっては、2017年にも、特定取得の審査対象への追加や無届け、虚偽届出、変更・中止命令違反に対する株式売却等の事後的措置命令の制度が追加されたばかりであり、近時活発に法制度・運用の見直しがされています。

改正告示により追加される業種（以下「追加業種等」といいます。）は、①情報処理関連の機器・部品製造業種、②情報処理関連のソフトウェア製造業種、③情報通信サービス関連業種に大別されます。例えば、①には集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等、②には受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業等、③には情報処理サービス業、インターネット利用サポート業等が含まれています。追加業種

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

等の詳細については、経産省のウェブページ³をご参照ください。

なお、改正告示は、2019年8月1日から適用されますが、経過措置が設けられていることにより、追加業種等に係る対内直接投資等について事前届出を行う必要があるのは、8月31日以降に対内直接投資等を行う場合となっています。

3. 欧州一初の EU レベルでの外国投資規制の枠組みの導入

日米以外でも外国投資規制の枠組みが大きく動いており、EU では、欧州委員会が2019年3月5日に「EU に対する直接投資の審査制度を設立するための EU 規則 (REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework for the screening of foreign direct investments into the Union)」(以下「本 EU 規則」といいます。)を承認しました。EU では既に 14 加盟国が外国投資の審査制度を有していたものの、EU レベルでの外国投資規制の枠組みは初めて導入されます⁴。本 EU 規則の下でも最終的な外国投資の承認権限は各 EU 加盟国が持ち続けますが、EU 加盟国間での協力体制を構築することが予定されています。

本 EU 規則の重要なポイントは以下のとおりです。

- 他加盟国への投資が自国の安全保障に影響を与える場合、当該加盟国が意見を出すことができる仕組みを導入
- 投資が複数の加盟国の安全保障もしくは公の秩序に脅威を与える場合、又は投資が EU 全体にとっての関心のあるプロジェクトもしくはプログラムを害する可能性がある場合、欧州委員会が意見を出すことできる仕組みを導入
- 各国レベルの外国投資審査メカニズムを維持・採用する加盟国のために一定の要件を設定
- 重要なインフラ、重要技術(AI、ロボティクス、半導体、サイバーセキュリティ、宇宙等)、機微情報へのアクセス等が審査の考慮要素となることを明記
- ビジネスフレンドリーな審査期間と厳密な機密保持の必要性を考慮

本 EU 規制は、公告されてから実際に発行されるまで 18 ヶ月の猶予期間があるところ、実際の運用に当たっては今後の下位規則・ガイドラインの制定等に注視する必要があります。

VI. おわりに

安全保障貿易管理や外国投資規制をめぐる規制は、日本・米国を中心に大きく変動し

³ <https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190527002/20190527002.html>

⁴ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-1532_en.htm

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

ており、輸出取引のみならず、M&A や外国投資等にも大きな影響が出ています。性質上、外交上の要因に影響を受けることも多く、急な規制の改正も行われることから、常に今後の展開に注視しておく必要があります。

セミナー情報

- セミナー 『インサイダー取引防止態勢を確立するための3つの重要ポイントー証券取引等監視委員会による近時の勧告事案を参考にー（第4013回金融ファクシミリ新聞社セミナー）』
- 開催日時 2019年9月4日（水）13:30～16:30
- 講師 宮田 俊
- 主催 小網町安田ビル 2F セミナールーム

NEWS

- **グエン・ヴァン・アイン弁護士が入所しました**

【グエン・ヴァン・アイン弁護士からのご挨拶】

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度森・濱田松本法律事務所の一員となれますこと、大変光栄に存じます。2013年にベトナム国家大学にてLL.B、2017年に英国バッキンガム大学にてLL.Mの学位を取得いたしました。これまでは、2018年の弁護士登録以来、Hogan Lovells 法律事務所にて執務し、主にインフラ、エネルギー、資源セクターを中心とした様々な法務問題に幅広く対応してまいりました。また、ベトナム現地において、投資条件、会社組織、労務、コンプライアンスに関する問題等のあらゆるビジネスの側面でスポンサー、貸主、外国投資家に助言を行い、また、代理人を務めてまいりました。

森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの経験を活かし、より専門性を深め、ご依頼をいただくクライアントの皆様のお役に立てるよう最善を尽くしてまいり所存です。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

- **ロビン・ナドラ弁護士が入所しました**

【ロビン・ナドラ 弁護士からのご挨拶】

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

これまで20年以上にわたり、キャピタル・マーケット、アセット・マネジメント及び決済サービス分野の弁護士として東京で執務しておりましたが、この度

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

森・濱田松本法律事務所の一員となれますこと、大変光栄に存じます。森・濱田松本法律事務所におきましても、事務所の優れたチームと共に、クライアントの皆様のご国内外に及ぶ様々なリーガルニーズにお応えできるよう取り組む所存でございます。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

➤ 張 超 弁護士が入所しました

【張 超 弁護士からのご挨拶】

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、張超と申します。

北海道大学法学研究科修士課程から卒業して以来、約5年間にわたり、中国の世澤律師事務所の北京本部にて執務し、主に日本企業の依頼を受けて、日本企業の中国進出、清算・撤退、知的財産権、紛争解決等幅広い分野において、リーガルサービスを提供し、依頼者のニーズに応えられるよう、研鑽を積んで参りました。また、2017年7月から、虎門中央法律事務所 世澤外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）に出向し、2年間にわたり、より身近に依頼者の多様な法的ニーズを把握した上で、日本のインバウンド&アウトバウンド投資案件に深く関わらせていただきました。

森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの経験を活かすとともに、より専門性を深め、ご依頼をいただく皆様のお役に立てるよう、最善を尽くす所存です。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhm-global.com

当事務所は、本書において法務・税務アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士又は税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。

© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.